

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**。
- 公布日：**令和3年10月20日（水）**、施行日：**令和5年4月1日（土）** ※

※ P R T R 制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

P R T R 制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

S D S 制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）

